

意見検討結果一覧表

（案名： 海区漁場計画（素案）の意見募集 ）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>当計画が防潮堤が津波で破壊されたケースを考慮しているかどうか、部外者としては少々気にかかるようです。すぐ被害が生じるような位置に計画されているように見えます。</p>	<p>災害等による被害については、施設の配置を工夫するなど十分な対策を行うとともに、万が一被災した場合でも円滑に生産を再開するため経営面の備えを行うよう、漁業権者及び行使者に対し助言を行います。</p>	D（参考）
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湾港防に接する漁業権除外区域と一区 234 号は接するべきではない。225、226 号はかなりの距離を保っている。</li> <li>・ 海上衝突予防法において、船舶類の安全航行上二つの堤防付近であり、特殊な航法が考えられる。特にも視界が制限される状態において安全航行に問題がある。</li> <li>・ 特定港内に現状より区画漁業権を設定すべきではない。</li> <li>・ (7)条件①について、なにもない海域に漁業権を設定することにより、船舶の航行には支障がある。</li> <li>・ 養殖場（魚）として先進国ではこのような閉鎖的な内湾でライセンスを出さないと考えられる。水深 1000mのフィヨルド内での許可枠を増やさない（ノルウェーイ）とされている。</li> </ul>	<p>今回の海区漁場計画が港湾の利用及び船舶航行の安全に支障がないことは、関係する公的機関等へ事前に確認しています。</p> <p>海区漁場計画の作成に先立って釜石湾内で行われたさけ・ます類の海面養殖試験では、水質に悪影響がないことが確認されており、今後も継続したモニタリングを行うこととしています。</p>	D（参考）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人為的な水循環系の悪化は避けられるものは、最小限にすべきであるとする。</li> <li>・ ある財団から資金を援助されたように、テレビ報道されたと知らされた養殖業者が釜石の方らしいが、その方はどこで養殖していたのか。</li> </ul>		
---	--	--

備考 「決定への反映状況」欄は、次に掲げる区分を記載しています。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）